

## 事業計画変更承認申請について

### 【事業計画変更承認申請】

- ・申請書は承継人がいる場合は3部、いない場合は2部提出（全て署名（自筆）・押印し、申請書上部空欄に捨印すること）。
- ・譲受人・譲渡人が複数になる時は、その人数分申請書を追加で提出すること。
- ・毎月10日締切 ※全ての添付書類が整っていない場合は受け付けできません。

### 【添付書類】（原本1通）

- 1 申請土地の全部事項証明書（登記簿） ※法務局で取得  
申請土地の全部事項証明書に記載された所有者住所と申請書の現住所が異なる場合には、申請者が所有者本人であることが確認できる書類（住民票、戸籍の附票等）
  - 2 申請地に係る土地の地番を表示する図面（更正図）
  - 3 申請地の位置図（縮尺1/10,000ないし1/50,000程度）  
図面の中心に申請地が位置するよう作成し、申請地を表示すること（4も同様）。
  - 4 案内図（縮尺1/500ないし1/3,000程度、住宅明細図等より作成）
  - 5 配置図（縮尺1/200ないし1/500程度）  
変更後に建設しようとする建物又は施設の面積、配置及び施設間の距離を表示する図面
  - 6 建物平面図
  - 7 資金調達についての証明書類  
①預貯金の残高証明書、金融機関等の融資証明書又は借入申込書の写し  
②資金計画申出書（①の添付により内容が明らかな場合は省略可）
  - 8 変更後の転用事業に関連して他法令の定めるところにより許可、認可、関係機関の議決等を要する場合において、これを了しているときは、その旨を証する書面
  - 9 変更前の事業計画について関係者の同意若しくは意見を得ている場合又は変更後の事業計画について関係者の同意若しくは意見を新たに求める必要がある場合には、当該事業計画の変更についてのこれらの者の同意書又は意見書の写し
  - 10 被害防除策等概要書
- ※ 転用事業者が転用目的の変更申請をする場合には、1から4までに掲げる書類の添付を要しません。
- ※ 承継者がいる場合は、同時に新しい農地法第5条許可申請が必要となります。

【申請者が法人の場合の追加書類】

- 1 定款又は寄付行為
- 2 法人登記簿の抄本又は謄本

【転用目的が資材置場及び駐車場の場合の追加書類】

- 1 申請地の選定理由書（以下の内容を記載すること）
  - ① 資材置場及び駐車場が必要な理由
  - ② 計画した資材量・駐車台数等が必要な理由
  - ③ 申請地を資材置場及び駐車場として選定した具体的な理由
  - ④ 貸資材置場又は貸駐車場の場合は相手方も記載すること
- 2 利用計画図（資材又は駐車場の配置並びに所要面積の根拠となる資材量及び資材名又は駐車台数を記入すること）
- 3 事業拡大等で現在の資材置場又は駐車場が不足であるとして新たに申請する場合は、現在ある資材置場又は駐車場全部の位置及び利用状況図
- 4 申請地と、事業所及び現場との位置関係を説明する地図

※なお、案件ごとに判断し、場合によっては適宜添付書類を求めることがあります。